

多面的機能支払制度の導入に係る作業のポイント②

(下記④～⑥についての様式を添付しています。)

① 事前登録 (P 1)

令和6年度 実施を希望する場合は、事前登録様式について、可能な範囲で記載し、1次登録は9月中、最終登録12月中に登録をお願いします。

② 年度活動計画 (P 2～12)

資料P 2～12を参照とし、P 2の様式において必須活動等についての年度活動計画書を作成してください。

③ 計画図の作成 (P 13)

交付金の対象となる農地を決める必要があります。図面に対象とする農地を記入していただきます。地域で農地として維持することが難しい農地等は外してください。耕作されている場合(年1回以上の草刈を含む)等はすべて対象にできます。

電子データ化等の作業は市役所でサポート実施します。

.....上記①、②は、概ね9月末(最終は12月末)までに作成.....

③の地元作成図は遅くとも12月末までに作成。

.....下記④、⑤、⑥、⑦は、概ね3月末までに作成.....

④ 規約 (P 14～P 18)

規約を作成する必要があります。ひな型を利用すれば、簡単に書類を作成することができます。

⑤ 規約別紙_構成員一覧 (P 19～20)

規約に添付する構成員名簿です。町内会名簿及び農家組合名簿があれば比較的スムーズに作成できます。

⑥ 活動計画書の作成 (P 21～25)

既に地域で行っている活動を記載して、要件を確認し、クリアできていない活動について、追加検討をすることになります。恐らく、既に地域で活動していることが多いと思いますので、それらを計画に位置付けてください。

⑦設立総会の開催（設立総会素案 参照）

3月中に（遅くとも4月中）、規約、活動計画書、日当等の支払いルールを総会で承認を得る必要があります。ひな型があります。 町内会の総会の後に開催する形でもOKです。

本交付金からの支払う日当等の支払いルールを事前に決める必要があります。初年度は、現行の地域のルールに合わせる方法で2年目以降状況に応じて変更していくことでいいと思います。（ガイドラインを参照してください。）

*令和6年度から導入する場合には、上記の準備及び実施が必要です。但し、国の締切が6月末となっており、県及び市の審査期間を確保して、市の締切は概ね5月上旬とする予定です。期限については地区の熟度にもよることから詳細については相談してください。

地区採択・交付金の交付は8月になる見込みですが、4月以降の活動については、活動記録、金銭出納簿等の作成をしておく必要があります。

*その他、各種関係様式、市内の取組状況については、

岡山市HP <http://www.city.okayama.jp/keizai/nourin/index.html>

に掲載していますので、ご参照ください。

(別記6-1)

規約の記載例です。必要に応じて追記等を行って下さい。
青字は皆様にご記入していただく箇所です。

〇〇地域資源保全会 規約(例)

〇〇年〇〇月〇〇日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この活動組織は、〇〇活動組織(以下「活動組織」という。)という。

総会で本規約が制定された日付を記載します。

(事務所)

第2条 活動組織は、主たる事務所を〇〇市〇〇に置く。

資源向上活動(共同)を実施する場合のみ記載します。

(目的)

第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動を通じ、〇〇市〇〇に、存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全を図ることを目的とする。

(注) 多面的機能支払交付金以外の事業の事業実施主体となる場合は、第3条を以下の内容の規定として下さい。

第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動若しくはそれらに資する活動を通じ、〇〇〇〇に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全を図ることを目的とする。

第2章 構成員等

(構成員)

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

(備考)

活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第5条 活動組織に、代表1名、副代表〇名、書記〇名、会計〇名、監査役〇名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする

2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、この〇〇を代表し、〇〇の業務を統括する。

活動組織の名称を記載して下さい。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。

- 5 書記は、〇〇の活動の事務等を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

活動組織の名称を記載して下さい。

(役員任期)

第6条 役員任期は、〇年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会の開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

- 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。

- 三 その他代表が必要と認めたとき。

- 3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

- 4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。

- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。

- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）の収支決算に関すること。

- 四 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。

- 五 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

資源向上活動（共同）を実施する場合のみ記載します。

(注) 資源向上支払交付金を交付されていない場合は、上記第8条第二号、第三号及び第四号を削除するとともに、第一号を以下の内容の規定として下さい。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更、収支決算及び実施に関すること。

(総会の議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

- 2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

- 3 総会の議事は、第 10 条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
- 5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

(注)総会の議決方法は、上記第9条第3項に示す方法もしくは以下に示す方法のいずれかを選択して規定して下さい。

- 3 総会の議事は、第 10 条に規定するものを除き、各集落の構成員それぞれ 1 票により集落としての議決を行った後、各集落及び団体の代表でそれぞれ 1 票により行い、過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別議決事項)

第 10 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第 11 条 活動組織は、第 2 条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第 12 条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から 5 年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第 13 条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 14 条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはそれぞれ区分して経理する。

- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）
- 二 その他の収入

(注) 資源向上支払交付金を交付されていない場合は、上記第 14 条第一号を以下の内容の規定として下さい。

一 農地維持支払交付金

(事務経費支弁の方法等)

第 15 条 活動組織の事務に要する経費は、第 14 条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第 16 条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。なお、計画の作成に当たっては、活動時の安全（作業前の危険箇所の確認・共有など）について考慮し作成するものとする。

(資金の支出)

第 17 条 資金の支出者は、代表とする。

(資金の流用)

第 18 条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第 19 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

第 20 条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第 21 条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(注) 資源向上活動により、施設の更新又は新たな設置を行う場合は、以下の規定を追加して下さい。

(財産の管理)

第 22 条 資源向上活動により更新又は新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。

(物品の管理)

第 22 条 活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

10 日前までと規定している組織が多いです。

(決算及び監査)

第 23 条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。

- 2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

30 日以内と規定している組織が多いです。

第6章 活動組織規約の変更

(規約の変更)

第 24 条 この規約を変更した場合は、市町村長に報告をしなければならない。

第7章 雑則

(細則)

第 25 条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、○○年4月1日から施行する。
- 2 活動組織の設立初年度の役員を選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、○○年○月○日までとする。
- 3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第16条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

〇〇地域資源保全会 活動組織構成員一覧

以下3. の構成員は、〇〇地域資源保全会へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定めます。

1. 代表

役職名	氏名	住所	備考
代表	多面 太郎	岡山市北区大供一丁目1-1	〇〇集落代表

2. 役員

役職名	氏名	住所	備考
副会長	多面 次郎	岡山市北区大供一丁目1-2	農業水利土木委員
会計	多面 三郎	岡山市北区大供二丁目1-3	〇〇自治会
書記	多面 A子	岡山市北区大供三丁目1-4	〇〇集落
監査役	多面 五郎	岡山市北区大供四丁目1-5	〇〇集落
役員	多面 一夫	岡山市北区大供五丁目1-6	〇〇地区会長

3. 構成員

- ★分類欄は「分類番号リスト」より記載してください。
- ★団体の場合は代表者名を記入してください。

所属する集落や団体名を記載して下さい。

(1) ●● 集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	住所	備考（団体名等）
1. 農業者個人	岡田 太郎	岡山市北区大供二丁目1-1	〇〇地区役員
1. 農業者個人	岡田 次郎	岡山市北区大供二丁目1-2	〇〇集落
1. 農業者個人	岡田 三郎	岡山市北区大供二丁目1-3	〇〇集落

下表 分類番号リストを参考に該当する番号（1～4）を記載して下さい。

この線より上に行を挿入してください。

② 農業者以外の個人

分類	氏名	住所	備考
5. 農業者以外個人	岡田 太郎	岡山市北区大供二丁目1-1	〇〇集落
5. 農業者以外個人	岡田 次郎	岡山市北区大供二丁目1-2	〇〇集落

農業者以外の個人は分類番号（5）を記載して下さい。

この線より上に行を挿入してください。

(2) ▲▲ 集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	住所	備考（団体名等）
1.農業者個人	岡山 一郎	岡山市北区大供一丁目1-1	監査役
1.農業者個人	岡山 次郎	岡山市北区大供一丁目1-5	〇〇地区役員
1.農業者個人	岡山 三郎	岡山市北区大供三丁目1-1	〇〇集落

この線より上に行を挿入してください。

② 農業者以外の個人

下表 分類番号リストを参考に
該当する番号（6～13）を記載して下さい。

分類	氏名	住所	備考
		岡山市北区大供一丁目1-1	〇〇集落
		岡山市北区大供一丁目1-1	〇〇集落

この線より上に行を挿入してください。

(3) 農業者以外の団体（代表者名のみ記載する。）

分類	氏名	住所	備考（団体名等）
6.自治会	副会長 岡山 五郎	岡山市北区大供五丁目1-1	〇〇町内会
8.子供会	会長 岡山 花子	岡山市北区大供六丁目1-1	〇〇町内子供会
13.その他の農業者以外団体	団長 岡山 一男	岡山市北区大供七丁目1-1	〇〇消防団

この線より上に行を挿入してください。

氏名欄には、団体の代表者氏名及び
団体における役職名を記載して下さい。

農業												
個人として参加	団体として参加			て参加	団体として参加							
	2	3	4		6	7	8	9	10	11	12	13
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
農業者個人	農事組合法人	営農組合	その他の農業者団体	農業者以外個人	自治会	女性会	子供会	土地改良区	J A	学校・PTA	N P O	その他の農業者以外団体

多面的機能支払に係る活動計画書（1号事業様式）

II. 1号事業（多面的機能支払）

対象組織が広域活動組織の場合は○ ⇒

1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	1,285 a	3,000 円/10a	385,500 円
畑	26 a	2,000 円/10a	5,200 円
草地	a	250 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計			700 円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

この線より上に行を挿入してください。

面積については、市担当者に確認の上、記載して下さい。

(2) 資

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	1,285 a	2,400 円/10a	308,400 円
畑	26 a	1,440 円/10a	3,744 円
草地	a	240 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	1,311 a		312,144 円

※交付単価は以下①、②への取組状況によって単価が異なりますので、乗じた額を記入してください。

- ①多面的機能の増進活動に取り組む
- ②資源向上支払（共同）を5年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む

- ①②に該当 ⇒単価に0.75を乗ずる
- ①のみ該当 ⇒単価の修正なし
- ②のみ該当 ⇒単価に0.625を乗ずる
- ①②に該当しない⇒単価に5/6を乗ずる

(3) 資源向上支払（長寿命化）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してください。

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は○ ⇒
集落数×200万円 円

2. 組織の広域化・体制強化の計画（計画がない場合、この項目への記入は不要です）

	広域活動組織の設立		特定非営利活動法人化	
実施予定年度	令和	年度	令和	年度

※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に関与する法人のことです。

以下は市町村担当者と相談の上、記

該当項目や該当状況については、市担当者を確認の上、組織の情報を記載して下さい。

集落数 集落

農業地域類型 都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域

地域振興立法の適用 特定農山村 振興山村 過疎 半島

離島 沖縄 奄美群島 小笠原諸島

指定棚田地域の該当状況

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払 資源向上支払 (共同) 資源向上支払 (長寿命化)

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	月	
点検・計画策定	1 点検										
	2 年度活動計画の策定										
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	令和3年度～令和7年度の間で各1回以上受講 (活動期間内に各1回以上受講)									
実践活動	4 遊休農地発生防止のための保全管理	<input checked="" type="radio"/>									
	5 畦畔・法面・防風林の草刈り	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>							
	6 鳥獣害防護柵等の保守管理										
	7 水路の草刈り										
	8 水路の泥上げ										
	9 水路附帯施設の保守管理										
	農道	10 農道の草刈り	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定								
		12 路面の維持	点検結果に応じて実施時期を決定								
	ため池	13 ため池の草刈り		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						
		14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定								
		15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定								
	共通	16 異常気象時の対応	洪水、台風等の発生前。洪水、台風、地震等の発生後								
	地域資源の適切な保全管理のための推進活動			<input type="radio"/>							

活動に関する事務や組織の運営に関する研修と、共同活動で使用する機械の安全使用に関する研修について、活動期間中に各1回以上実施して下さい。

毎年度全ての活動項目を実施する必要があります。活動の実施月については3ヶ月程度の幅を持たせることが可能です。(例)5～7月予定の場合は該当月すべてに「○」を記載して下さい。

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保全管理の目標を①～⑥から選んでください。(複数選択可)

<input type="checkbox"/> ①中心経営体との役割分担による保全管理	<input type="checkbox"/> ④集落間連携や広域的活動による保全管理
<input type="checkbox"/> ②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理	<input checked="" type="radio"/> ⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理
<input type="checkbox"/> ③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理	<input type="checkbox"/> ⑥その他 <input type="text"/>

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

<input type="checkbox"/>	①農地の利用集積に伴う管理作業	<input type="checkbox"/>	④共同利用施設の保全管理
<input type="checkbox"/>	②高齢農家の農用地に係る管理作業	<input type="checkbox"/>	⑤その他
<input type="checkbox"/>	③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業		

3) 2) で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

<input type="checkbox"/>	①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	<input type="checkbox"/>	⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
<input type="checkbox"/>	②入り作等の近隣の担い手との協力	<input type="checkbox"/>	⑥集落間の連携や広域的な活動
<input type="checkbox"/>	③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり	<input type="checkbox"/>	⑦その他
<input type="checkbox"/>	④新たな保全管理の担い手の確保		

4) 2) で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する取組を17～23から1項目以上選んでください。

<input type="checkbox"/>	17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催	<input type="checkbox"/>	21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
<input type="checkbox"/>	18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	<input type="checkbox"/>	22. 有識者等による研修会、検討会の開催
<input type="checkbox"/>	19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等	<input type="checkbox"/>	23. その他
<input type="checkbox"/>	20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催		

(2) 資源向上支払（共同）

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動

★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
施設の軽微な補修	計画策定・機能診断	24 農用地の機能診断	<input type="checkbox"/>												
		25 水路の機能診断	<input type="checkbox"/>												
		26 農道の機能診断	<input type="checkbox"/>												
		27 ため池の機能診断	<input type="checkbox"/>												
		28 年度活動計画の策定	<input type="checkbox"/>												
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	令和2年度～令和6年度の間で1回以上受講（活動期間内に1回以上受講）												
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定												
		31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定												
32 農道の軽微な補修等		機能診断結果に応じて実施時期を決定													
33 ため池の軽微な補修等		機能診断結果に応じて実施時期を決定													
農村環境保全活動	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定		<input type="checkbox"/>											
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定													
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	<input type="checkbox"/>												
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定													
		38 資源循環計画の策定													

1テーマ以上の取組を行うこととし
計画策定の予定月に○を記載して下さい。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
農村環境保全活動	40 外来種の駆除 (生態系保全)			○										
	45 植栽等の景観形成活動 (景観形成・生活環境保全)	選択したテーマに基づき行う実践活動を取組番号表から選択し実施予定の月に○を記載して下さい。												
	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃 (景観形成・生活環境保全)													
	この線より上に行を挿入して下さい。													
啓発・普及	51 啓発・普及活動													

2) 多面的機能の増進を図る活動 (任意の取組) ★実施する月に○を記入して下さい。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期												備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用		○											
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	選択したテーマに基づき行う実践活動を取組番号表から選択し実施予定の月に○を記載して下さい。												
	56 農村環境保全活動の幅広い展開													
	この線より上に行を挿入して下さい。													
	60 広報活動・関係人口の拡大			○										

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施することにも、広報活動を毎年度実施して下さい。

ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては広報活動は必須ではありません。

56. 農村環境保全活動の幅広い展開 を選択した場合、以下の太枠内も記入して下さい。

56. を選択した場合に選択⇒ 農村環境保全活動を

農村環境保全活動のテーマ **景観形成・生活環境保全**

↑「生態系保全」「水質保全」「景観形成・生活環境保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん

養」「農産物産」から選択

農村環境保全活動の幅広い展開を選択した場合、太枠内も記載して下さい。

59. 都道府県、市町村が特に認める活動 を選択した場合、具体的な活動内容を記載して下さい。

